

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年7月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年7月1日
(2)事業者の氏名又は名称	京成タクシーあたご 株式会社(法人番号2040001071357) 代表者 鶴岡 良樹
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県野田市野田560 (本社営業所) 千葉県野田市野田560
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6)違反行為の概要	令和3年4月22日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運行管理補助者の要件違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第47条の9第3項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)、(5)苦情処理の記録義務違反(運輸規則第3条第2項)、(6)指導主任者の選任・解任届出義務違反(運輸規則第68条第1項第3号、第4号)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年7月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年7月13日
(2)事業者の氏名又は名称	カナガワ交通株式会社イースタン(法人番号1020001000038) 代表者 古知 愛一郎
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市栄区飯島町184 (本社営業所) 神奈川県横浜市栄区飯島町184
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和3年5月10日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)初任運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年7月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年7月20日
(2)事業者の氏名又は名称	中京自動車株式会社(法人番号2011501002903) 代表者 二村 正夫
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都北区西ヶ原2-23-8 (入谷営業所) 東京都足立区入谷8-15-11
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(67日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年10月16日及び令和2年11月5日、労働局からの通知を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)損害賠償責任保険締結義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第19条の2)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 7 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)